

墨田区消費者ニュース

平成27年10月発行 第107号

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

入場無料

すみだ消費生活展2015

ひろげよう 安全安心 豊かな暮らし

会場
すみだリバーサイドホール
2階イベントホール(区役所併設)

10月24日(土)午後1時～4時

★オープニングセレモニー午後0時40分

10月25日(日)午前10時～午後3時

入場は各日とも終了30分前まで

盛りたくさんの催し

見たい・聞きたい
体験したい・もらいたい

皆様のご来場を
お待ちしております。

マイバックを
ご持参ください

先着プレゼント

福引きスタンプラリークイズ

展示コーナー
消費者団体・協力団体

産直野菜市

資産形成セミナー

骨密度
測定

出前寄席・マジックショー

消費者相談コーナー

契約に関するトラブル、消費生活トラブルなどで
困っている方、消費生活相談員が相談をお受けします。

お気軽にお立ち寄りください。



※催しの開催日時の詳細は「すみだ消費生活展2015」開催ちらしをご覧ください。



値段の安さを強調する有料サイトの登録に注意

§ 初月だけ10円で利用するつもりが高額な利用料金を請求された §



スマートフォンで有料の開運術サイトを見つけた。初月10円/月、次月以降は10,800円/月と書かれていたので、初月内に退会すれば10円でサイトを利用できると思い、軽い気持ちで登録し利用した。当月内に退会処理し、サイト利用料金の10円は、通話料金と合算して支払った。翌月、携帯電話会社の請求明細を確認すると、有料サイト利用料として10,800円が請求されていた。退会処理したはずなので、請求を取り消して欲しい。



消費者センターから業者のサポートセンターに電話し、登録状況を確認したところ、退会処理になっておらず契約中であった。来所での相談だった為、相談者に電話を代わり、業者から退会の操作方法を聞きながら手続きを行った。相談者が退会処理したと思っていた画面から、更にページを下にスクロールさせ、会員規約の文章中にある、今月中に退会する人はコチラをクリックして、別サイトで手続きする構成だった。消費者センターより、退会処理画面が非常に難解である旨を指摘したところ、翌月分の請求は取り消しとなった。

【アドバイス】

有料サイトの中には、初月の利用料金を極端に安く設定し、消費者が安易に登録するよう誘導するケースがあります。いざ退会しようとする、手続き方法が難解で退会処理できないまま月が変わり高額な利用料金を請求されたという相談が寄せられています。初月の格安料金の時だけ利用しようと思って、安易に有料サイトに登録しないよう注意しましょう。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773** **まずは電話でご相談ください**

相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

